

[別紙 2]

審査の結果の要旨

氏名 舟津浩司

本論文は、「ある会社が他の会社の株式を保有している関係」を「企業結合状況」と呼び、企業結合状況において、株式を保有する会社を「上位会社」、株式を保有されている会社を「下位会社」と呼んで、「上位会社の業務執行者は、下位会社の運営に関する事項につき、上位会社に対していかなる義務を負うか」についての解明を行なうものである。わが国における従来の結合企業法制の研究は、主として下位会社ないし下位会社の少数株主や債権者の上位会社からの保護を対象としてきたが、本論文は、下位会社は上位会社の資産をなすことから、上位会社の機関構成員には、上位会社の資産管理に関する善管注意義務・忠実義務の一部として、下位会社を監督・管理する義務があるという、従来とは逆の視点から企業結合法を検討するものであり、その意味ではわが国の企業結合法の研究にコペルニクス的転換をもたらすものである（本論文は、そのような上位会社機関構成員の義務を、「下位会社経営管理義務」と呼んでいる）。

尤も、従来のわが国の学説においても、上位会社株主保護の検討はなされてきたが、それは上位会社株主に下位会社に関する事項につき上位会社の意思決定に関与を認める必要があるのではないかという立法論として展開されたものであり（本論文においては、そのようなアプローチを「株主権アプローチ」と呼んでいる）、発想において大きな違いがある。本論文においては株主権アプローチの限界を示して、むしろ上位会社の機関構成員の会社に対する下位会社経営管理義務・責任を通して上位会社株主の利益を守ろうとするアプローチ（本論文においては、「責任アプローチ」と呼んでいる）の意義が示されている。この点においても本論文は企業結合法制に関する学説に新たな視点を開くものである。

本論文の長所として以下の諸点を挙げることができよう。

第一に、わが国の企業結合法制に関する学説に、上位会社機関構成員の上位会社に対する下位会社経営管理義務という責任アプローチから分析するという、全く新しい視点をもたらした点である。従来の下位会社保護の議論と逆の視点をとり、株主権アプローチに代わる責任アプローチを提示した。このような視点は、ドイツの一部学説に触発されて導入されたものであるが、ドイツとは企業結合法制の体系が大きく異なるわが国において、企業グループに属する会社であっても各会社は自律的に経営されるべきであるとのわが国の法体系により適合的な形で、緻密な解釈論として展開したことは、高く評価される。

第二に、以上のような議論を展開するに当って、従来のような親会社と子会社の間の問

題という視野に止まるのではなく、一般的に「ある会社が他の会社の株式を保有している関係」（「企業結合状況」）という非常に広い視野から問題を捉えて、会社の資産管理に関する上位会社機関構成員の管理義務・責任という最も根本的な機関構成員の義務・責任から議論を基礎付けることに成功している点である。その結果、企業結合に関する法制がより広い視野から捉えられるという理論的な深みがもたらされるとともに、具体的な結論においても、従来の企業結合法に関する学説において常に問題になってきた、企業結合に関する理論の適用範囲が明確でないという大きな問題を免れている。

第三に、以上のような視点に基づいて、新会社法の下における上位会社株主の差止請求権等の具体的な解釈論につき、様々な新鮮な解釈論が展開されていることである。本論文において展開されている解釈論は、結合企業法制という枠を超えて、一般的な新会社法の解釈論としても学界に貢献するものである。

第四に、本論文においては、とりわけドイツにおける結合企業法制に関する膨大な判例や学説についての正確、詳細かつ緻密な分析がなされており、ドイツ企業結合法の研究としても一級の研究となっている。ドイツは世界でも最も完備した企業結合立法を有する国として知られるが、またそれを巡って膨大な判例や学説が蓄積されていて、しかもドイツ特有の概念論や思考法によって裏打ちされているため、外国の研究者にとってそれを正確・的確に理解することは容易ではない。しかし本論文はその困難な作業を見事に成し遂げて、それをベースに上記のようなわが国における解釈や理論へと架橋している。

第五に、本論文の文章は論理的かつ明晰であり、極めて理解しやすくて、説得的である。

尤も、本論文にも問題がないわけではない。

第一に、ドイツにおける Hommelhoff の学説に主として依拠して、下位会社経営管理義務を論じているが、同学説はドイツにおいては有力説ではあるけれども少数説であり、ドイツ学説の取り上げ方としては、やや問題がありうるのではないか。

第二に、先行研究との関係をもっと明確にすることが望まれるとか、問題毎にドイツ、アメリカとの比較法的分析がなされているために、ドイツやアメリカにおける企業結合法制の全体の構造の中での個々の問題の位置付けが分かりにくい面がないとは言えない等、論文の構成につき更に工夫の余地がありえたのではないか。

しかし以上のような問題点は、著者が本論文の論旨を明快にするためにあえて選択した本論文の構造に由来すると言えないわけではなく、本論文の価値を大きく損なうものではない。本論文は、企業結合法制の研究に新たな地平を開く研究として学界に大きな貢献を果たすものであり、とくに優秀な論文と認められる。

以上から、本審査委員会は、本論文が博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものであると評価するものである。